

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を
使用する課税期間用〕

売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②)。

以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間		・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
適用対象期間		・ ・ ・ ・ ・			

			事業の区分ごとの計算		
			()	()	合計
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	①	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100)	②			
	保税地域から引き取った課税貨物に係る 税込引取価額	③			
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③)	④			
	④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ 要するものの金額(税込み)	⑤			
	小売等軽減仕入割合 (⑤/④)(※1)	⑥	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦	円	円	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の 合計額(税抜き) (⑦×⑤/④×100/108)(※1)	⑧			円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8% 適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-(⑦×⑤/④)×100/110)(※1)	⑨			
	(※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、小売等軽減仕入割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、①～⑤欄は記載せず、⑥欄に50と記載し、⑧及び⑨欄の金額の計算において、「⑤/④」を「50/100」として計算する。				

卸の 売事業 及び係 る小 売課 業税 以取 外引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の 合計額(税抜き)	⑩		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8% 適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪		

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の 合計額(税抜き) (⑧合計+⑩)	⑫		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等 (税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑨欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑧及び⑨欄の合計額を記載する。

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税期間（法 37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの期間に該当する期間をいいます（附則 38②）。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率 6.24%適用分）」とは、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則 34①）。
 - (1) 飲食料品（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項に規定する食品（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1 週に 2 回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等（税率 7.8%適用分）」とは、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の 2 に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - (1) 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - (2) 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10 営業日）を使用する課税期間用〕」又は「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合